

奈良県告示第百号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により指定試験機関の消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年五月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 指定試験機関の名称

一般財団法人消防試験研究センター

二 変更後の指定試験機関の消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

奈良市大宮町五丁目二番一一号

三 変更の年月日

令和元年五月二十七日